

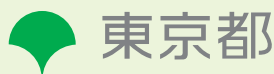
あなたは知っていますか？
この制度！

自立支援医療費制度 (精神通院医療)



手続は、お住まいの区市町村の窓口に
指定の書類を提出してください。

平成24年6月



re100

当館パブリックビューイング100%再生紙を使用しています。

精神障害者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害の状態の軽減のために必要な医療について自立支援医療費を支給することにより、精神障害者の福祉の増進と精神障害の適正な医療の普及を図ることを目的としています。

精神疾患のため通院による治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかります。そのような方々のために通院医療費の負担軽減を図る制度が、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療費制度（精神通院医療）」です。この制度は、平成18年4月1日から始まり（以前は、通院医療費公費負担制度（旧精神保健福祉法32条））。

通常、医療保険では医療費の3割が自己負担となりますが、自立支援医療費制度を併用した場合、自己負担は原則1割に軽減されます。

また、本制度は、精神通院医療に係る往診・デイケア・訪問看護・てんかんの診療及び薬代等も対象としています。なお、精神科以外での精神疾患の通院診療も対象となります。

平成23年4月1日より、発達障害や高次脳機能障害の方の病状や状態像等をより適切に把握し、判定を行うために、自立支援医療診断書（精神病院）の様式が改訂されました。

自己負担は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯（※①、②を参照）の所得・疾患等に応じた月額自己負担上限額（表参照）が設定されています。

	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯又は支援給付世帯（※③を参照）	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の方（公的年金収入等含む）	2,500円
低所得2	区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円超える方（公的年金収入等含む）	5,000円
中間所得層1	区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限額は無く、自己負担は医療費の1割	5,000円
中間所得層2	区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円～23万5千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限額は無く、自己負担は医療費の1割	10,000円
一定所得以上※	区市町村民税（所得割）額が合計23万5千円以上の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、この制度は受けられません	20,000円

※①「世帯」の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を、同一世帯とします。異なる医療保険に加入している家族の方は別世帯となります。

※②「世帯」の所得は、社会保険の方の場合、被保険者本人の所得により区分されます。

※③「支援給付世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯です。

※④「一定所得以上」で、高額治療継続者（「重度かつ継続」）に該当する場合は、経過措置として平成27年3月31日までは公費負担医療の対象となります。

東京都では、社会保険加入者、後期高齢者医療制度被保険者及び国民健康保険組合加入者で区市町村民税が非課税の世帯の方（自立支援医療費制度上、「低所得1」「低所得2」に該当する方）について自立支援医療費の自己負担額分（負担上限月額2,500円又は5,000円を限度とする）を助成する制度を実施しています。

※ただし他県の医療機関を指定されている方は一旦自己負担が発生することになります。

また、区市町村の国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う制度があります。詳しくは、区市町村窓口におたずねください。

※社会保険から国民健康保険に変更になる等、医療保険が変更になった場合は、あらためて区市町村窓口にて変更の申請が必要になります。

申請窓口は、お住まい(居住地)の区市町村となりますので、本リーフレット中の、特別区及び市町村窓口一覧でご確認ください。

申請手続は、18 歳以上の方はご本人が行い、18 歳未満の方は、その保護者が申請者となります。

申請書類の提出はご本人以外の方(家族、親族、福祉事務所職員、福祉施設職員、成年後見人等)でも行うことができます。

- ◆ **自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書**
区市町村窓口にあります。
- ◆ **自立支援医療診断書(精神通院)**
東京都指定の診断書で、区市町村窓口にあります。精神医療を行う主治医に書いてもらいます。
- ◆ **世帯(保険単位)を確認する書類**
医療保険の被保険者証等の写し
- ◆ **世帯所得の確認をできる書類(所得区分等の確認のため窓口で同意書を求められることもあります)**

●生活保護又は支援給付受給の方 … 福祉事務所の証明書・保護決定通知書又は支援給付決定通知書の写し 等

●非課税世帯の方 …………… 非課税証明書・標準負担額減額認定書 等

●中間所得層、一定所得以上の方 … 区市町村民税の課税証明書

- * **継続(更新)申請時の手続は毎年必要ですが、自立支援医療診断書(精神通院)の提出は 2 年に 1 度になります。 H22年4月1日実施**

継続(更新)申請の手続は、毎年必要です。

病状及び治療方針の変更がない場合、自立支援医療診断書(精神通院)の提出は、「2 年に 1 度」となります。

ただし、有効期間を過ぎてしまつてからの申請は、「再開申請」となり、診断書の提出が必要となります。

- * **精神障害者保健福祉手帳との同時申請について**

精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費制度を同時に申請する場合は、手帳用診断書のみで申請が可能です(「高額治療継続者(重度かつ継続)」として申請する場合は、別途「意見書」が必要な場合があります)。年金証書等の写しによる同時申請はできません。

なお、同時申請で手帳と自立支援医療の継続(更新)申請を行う場合については、手帳と自立支援医療費制度の更新可能期間が一致している場合のみ可能です。

- * **自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日を合わせることができます。**

自立支援医療と精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日が異なるため同時申請が出来ない場合は、次回以降の申請において同時申請が可能になるように、自立支援医療受給者証(精神通院)の有効期間を短縮して精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日に合せることができます。「認定期間短縮にかかわる承諾書」の提出と精神障害者保健福祉手帳の有効期間が 1 年未満(申請時点)であることが適用条件となります。

- * **精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の新規(再開申請を含む)について H22年4月1日実施**

精神障害者保健福祉手帳(診断書に基づいて交付されたものに限る)の交付を受けている方が、「高額治療継続者(重度かつ継続)」に該当しない新規申請(再開申請を含む)を行う場合には、手帳の写しを添付すれば、診断書の提出は必要ありません。「高額治療継続者(重度かつ継続)」を申請する場合は、意見書を添付してください。お持ちの精神障害者保健福祉手帳の有効期間が 1 年未満である場合は、「認定期間短縮にかかわる承諾書」の提出書類が必要です。なお上記の精神障害者保健福祉手帳の写しで申請された方は次回の継続(更新)申請の手続においては診断書の提出が必要となります。

6 申請したのは

申請に基づき審査を行い、認定された場合は、都知事から「自立支援医療受給者証（精神通院）」を交付します。

その際、区市町村経由にて、ご本人に「自己負担上限額管理票」を同時にお渡しします。（生活保護及び中間所得層で「高額治療継続者（重度かつ継続）」非該当の方は、「自己負担上限額管理票」は使用しません）

受診される際、受給者証に記載されている医療機関、薬局等に必ず受給者証と自己負担上限額管理票を提示してください。

なお、認定されなかった場合には、「自立支援医療（精神通院）支給認定申請却下決定通知書」をご本人あてに通知します。

7 医療機関・薬局等について

自立支援医療費制度が適用される医療機関・薬局等は、申請書に記載された医療機関・薬局等に限ります（医療機関及び薬局などの事業者自身も指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を所在地の都道府県知事又は政令市長から受けていることが前提となります）。交付される受給者証には、利用できる医療機関等が記載されます。

8 有効期間

有効期間は原則として1年です。

継続（更新）申請は、有効期間満了日の3か月前から手続きができますので、お早目に手続きをしてください。新たな申請に基づき再審査したうえ、決定いたします。

9 自己負担上限額管理票とは

負担上限月額が設定されている方には、「自己負担上限額管理票」もお渡しします。受診される際は、その都度、医療機関・薬局等の窓口に、受給者証と併せて管理票を提示し、自己負担額の記入を受けてください。上限月額に達した場合、それ以降その月にかかる自己負担は免除になります（受給者証に記載されている医療機関・薬局等に限ります）。

東京都の医療費助成制度対象の方は、自己負担額の徴収はありませんが、受診時に必ずご持参ください。自立支援医療制度と分ける必要がありますので、自己負担の1割分について、本管理票への記載を受けてください。

10 その他の手続

受給者証の内容等が変更となる場合は変更内容により「変更届」又は「変更申請」、紛失または破損した場合は「再交付申請」の手続きがそれぞれ必要になりますので、必ず区市町村窓口に出・申請をしてください。精神障害者保健福祉手帳と同時に申請する場合や東京都外から転入されてきた方は、申請方法が異なりますのでお住まいの区市町村へおたずねください。申請用紙類は、区市町村窓口にあります。

11 利用にあたって

受診される際、「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担上限額管理票」をご提示いただけない場合や、必要な手続を行っていただけない場合は、制度の適用を受けられず、医療費の1～3割の額を自己負担していただくことになりますので、ご注意ください。

※全ての書類に関して個人のプライバシーの保護には、十分な配慮がなされます。

自立支援医療費制度（精神通院医療）に関する東京都の問い合わせ先

東京都立中部総合精神保健福祉センター 広報援助課医療審査係

〒156-0057 東京都世田谷区上北沢二丁目1番7号

電話：03-3302-7871

問い合わせ先

特別区窓口一覧

平成24年4月現在

区 名	手続の窓口	電話番号	区 名	手続の窓口	電話番号
千 代 田 区	千代田保健所健康推進課保健予防係	5211-8174	杉 並 区	荻窪保健センター	3391-0015
中 央 区	福祉保健部障害者福祉課	3546-6753		高井戸保健センター	3334-4304
	中央区保健所健康推進課予防係	3541-5930		高円寺保健センター	3311-0116
	日本橋保健センター	3661-3515		上井草保健センター	3394-1212
	月島保健センター	5560-0765		和泉保健センター	3313-9331
港 区	芝地区総合支所区民課	3578-3161	豊 島 区	池袋保健所健康推進課健康係	3987-4172
	麻布地区総合支所区民課	5114-8822		長崎健康相談所	3957-1191
	赤坂地区総合支所区民課	5413-7276	北 区	健康福祉部障害福祉課王子障害相談係	3908-9081
	高輪地区総合支所区民課	5421-7085		健康福祉部障害福祉課赤羽障害相談係	3903-4161
	芝浦港南地区総合支所区民課	6400-0022		健康福祉部障害福祉課滝野川障害相談係	3915-0134
新 宿 区	牛込保健センター	3260-6231	荒 川 区	福祉部障害者福祉課相談支援係	3802-3111 内線2684
	四谷保健センター	3351-5161		板橋健康福祉センター	3579-2333
	西新宿保健センター	3369-7118		赤塚健康福祉センター	3979-0511
	落合保健センター	3952-7161		志村健康福祉センター	3969-3836
	文京保健所予防対策課保健予防係	5803-1230		上板橋健康福祉センター	3937-1041
文 京 区	保健サービスセンター本郷支所	3821-5106	板 橋 区	高島平健康福祉センター	3938-8621
	台東保健所保健サービス課	3847-9405		練馬区保健所保健予防課精神保健係	5984-4764
台 東 区	向島保健センター	3611-6135		豊玉保健相談所	3992-1188
墨 田 区	本所保健センター	3622-9137		北保健相談所	3931-1347
	江東区保健所保健予防課保健係	3647-5906		光が丘保健相談所	5997-7722
江 東 区	深川保健相談所	3641-1181	練 馬 区	石神井保健相談所	3996-0634
	深川南部保健相談所	5632-2291		大泉保健相談所	3921-0217
	城東南部保健相談所	5606-5001		関保健相談所	3929-5381
	城東保健相談所	3637-6521		足立保健所保健予防課保健医療係	3880-5358
	荏原保健センター	3788-7013	足 立 区	中央本町保健総合センター	3880-5351
品 川 区	品川区保健センター保健事業係	3474-2225		竹の塚保健総合センター	3855-5082
	大井保健センター	3772-2666		江北保健総合センター	3896-4004
	目黒区保健予防課	5722-9503		千住保健総合センター	3888-4277
目 黒 区	碑文谷保健センター	3711-6446		東和保健総合センター	3606-4171
	福祉部大森地域福祉課	5764-0696	葛 飾 区	葛飾区保健所保健予防課	3602-1274
大 田 区	福祉部調布地域福祉課	3726-4139		金町保健センター	3607-4141
	福祉部蒲田地域福祉課	5713-1383		小菅保健センター	3602-8403
	福祉部荏谷・羽田地域福祉課	3741-6682		新小岩保健センター	3696-3781
	北沢総合支所健康づくり課	3323-1731		高砂保健センター	3672-8135
世 田 谷 区	玉川総合支所健康づくり課	3702-1948		水元保健センター	3627-1911
	砧総合支所健康づくり課	3483-3161	江 戸 川 区	江戸川保健所保健予防課	5661-2465
	烏山総合支所健康づくり課	3308-8228		中央健康サポートセンター	5661-2467
	世田谷総合支所健康づくり課	5432-2893		小岩健康サポートセンター	3658-3171
	3463-1211 内線2482～3			東部健康サポートセンター	3678-6441
渋 谷 区	渋谷区保健所地域保健課地域医療係	3228-8706		清新町健康サポートセンター	3878-1221
中 野 区	中野区役所障害福祉分野	3367-7793		葛西健康サポートセンター	3688-0154
	中部すこやか福祉センター	3389-4321		鹿骨健康サポートセンター	3678-8711
	北部すこやか福祉センター	3380-5551		小松川健康サポートセンター	3683-5531
	南部すこやか福祉センター	3336-7111		なぎさ健康サポートセンター	5675-2515
	鷺宮すこやか福祉センター				

問い合わせ先

市町村窓口一覧

平成24年4月現在

市町村名	手続の窓口	窓口所在地	電話番号
八 王 子 市	健康福祉部障害者福祉課	市役所内	042-620-7366
立 川 市	福祉保健部障害福祉課業務係	市役所内	042-523-2111 内線1510 (H22.5.6より)
武 蔵 野 市	健康福祉部障害者福祉課障害者福祉係	市役所内	0422-60-1904
三 鷹 市	健康福祉部地域福祉課障がい者相談係	市役所内	0422-45-1151 内線2657・2617
青 梅 市	健康福祉部障がい者福祉課相談支援係	市役所内	0428-22-1111 内線2133・2134
府 中 市	福祉保健部障害者福祉課援護係	市役所内	042-335-4162
昭 島 市	保健福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-544-5111 内線2132～6
調 布 市	福祉部障害福祉課給付管理係	市役所内	042-481-7089
町 田 市	障がい福祉課保健福祉係	市役所内	042-724-2145
小 金 井 市	福祉保健部障害福祉課相談支援係	市役所内	042-387-9841
小 平 市	健康福祉部障害者福祉課	健康福祉事務センター内	042-346-9542
日 野 市	健康福祉部障害福祉課援護係	市役所内	042-585-1111 内線2324
東 村 山 市	保健福祉部障害支援課支援第2係	市役所内	042-393-5111 内線3155
国 分 寺 市	福祉保健部障害者相談室	市役所内	042-325-0111 内線343・344
国 立 市	健康福祉部しょうがいしゃ支援課支援係	市役所内	042-576-2111 内線161・162
福 生 市	福祉保健部障害福祉係	市役所内 (第三庁舎内)	042-551-1742
狛 江 市	福祉保健部福祉サービス支援室障がい者支援担当	市役所内	03-3430-1111 内線2208
東 大 和 市	福祉部障害福祉課相談支援係	市役所内	042-563-2111 内線1126・1127
清 瀬 市	健康福祉部障害福祉課庶務係	市役所内	042-492-5111 内線182・183
東 久 留 米 市	福祉保健部障害福祉課地域支援係	市役所内	042-470-7747
武 蔵 村 山 市	健康福祉部障害福祉課	市民総合センター内	042-590-1185
多 摩 市	健康福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-338-6903
稲 城 市	福祉部障害福祉課障害福祉係	市役所内	042-378-2111 内線224・226
羽 村 市	障害福祉課	市役所内	042-555-1111 内線187
あ き る 野 市	健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係	市役所内	042-558-1111 内線2617・2618
西 東 京 市	福祉部障害福祉課手当助成係	保谷庁舎内	042-464-1311 内線2347
瑞 穂 町	福祉課障がい係	町役場内	042-557-0574
日 の 出 町	子育て福祉課地域支援係	町役場内	042-597-0511 内線294
檜 原 村	福祉けんこう課けんこう係	やすらぎの里	042-598-3121
奥 多 摩 町	福祉保健課健康係	保健福祉センター内	0428-83-2777
大 島 町	福祉けんこう課	町役場内	04992-2-1471
利 島 村	住民課	村役場内	04992-9-0011
新 島 村	民生課福祉介護係	村役場内	04992-5-0240 内線110
神 津 島 村	保健医療課	保健センター内	04992-8-0010
三 宅 村	村民生活課保健福祉係	村役場内	04994-5-0902
御 蔵 島 村	総務課民生係	村役場内	04994-8-2121
八 丈 町	健康課保健係	保健福祉センター内	04996-2-5570
青 ケ 島 村	総務課庶務民生係	村役場内	04996-9-0111
小 笠 原 村	村民課福祉係	村役場内	04998-2-3939

平成24年6月発行 登録番号(24)4

東京都立中部総合精神保健福祉センター

広報援助課医療審査係 TEL 03(3302)7871

印刷 社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場